



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

### ○ 告示

778	特別保護地区の指定予定の通知	（環境生活総務課）	..... 1
779	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	（長寿社会課）	..... 2
780	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	（ " ）	..... 3
781	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（ " ）	..... 3
782	"	（ " ）	..... 3
783	指定障害児通所支援事業者の指定	（障害福祉課）	..... 3
784	指定障害福祉サービス事業者の指定	（ " ）	..... 4
785	一般競争入札による落札者の決定	（医務課）	..... 4
786	"	（ " ）	..... 4
787	土地改良区設立認可申請の適否決定等	（農業農村整備課）	..... 5
788	漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	（資源管理課）	..... 5
789	道路の位置の指定	（都市政策課）	..... 6

### ○ 公安委員会告示

30	警備員指導教育責任者講習の実施		..... 6
----	-----------------	--	---------

### ○ 選挙管理委員会告示

*25	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正		..... 10
-----	--	--	----------

## 告 示

### 和歌山県告示第778号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 特別保護地区の名称

不動寺谷鳥獣保護区特別保護地区

#### 2 特別保護地区の区域

紀の川市東三谷地内の市道春日線と広域農道との交点を起点とし、市道春日線を南進して春日宮前橋南詰めに至り、同所から春日池堤を西進し、同池堤西端からさらに西進して尾根を登り南北に伸びる尾根との交点に至り、同所から尾根上を約80メートル南進して尾根南端の頂に至り、同所から南西に山を下って皿池堤東端に至り、さらに西進して同池堤を経て市道西三谷3号線に至り、同市道を北進して広域農道に至り、同広域農道を東進して起点に至る線に囲まれた区域及び紀の川市西三谷地内の万燈山頂を起点とし、同山頂から東に伸びる尾根に沿って約50メートル東進し、同所から北進して桜池東堤に至り、

同所を東進して近畿大学生物理工学部調整池西堤に至り、同所を北進して広域農道に至り、同所から同広域農道を西進して紀の川市と岩出市との境界に至り、同所から市界に沿って南進して起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

市街地から少し離れた広葉樹や針葉樹等の林相に富む地域で、特に当該鳥獣保護区の中でも多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっていることから、特別保護地区に再指定し鳥獣及び生息地の保護を図る。

(3) 管理方針

鳥獣保護管理員及び紀の川市と連携し、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び那賀振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 令和2年6月5日から同月19日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第779号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062390020	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	和歌山県新宮市新町3-2-4 新宮ステーション	訪問看護 介護予防訪問看護	令和2.4.30
3062390020	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	和歌山県新宮市新町3-2-4 新宮ステーション	訪問入浴介護	令和2.5.31
3061790089	一般社団法人幹	幹(みき)在宅看護センター	和歌山県紀の川市貴志川町長原528-7	訪問看護 介護予防訪問看護	令和2.5.31
3061290056	医療法人彌栄会	訪問看護ステーションやよい	和歌山県岩出市中迫381	訪問看護 介護予防訪問看護	令和2.5.31
3062390103	株式会社アイドル	リビング訪問看護ステーション	和歌山県新宮市新宮3651-1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和2.5.31

## 和歌山県告示第780号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800837	株式会社ライフィット	ライフィット	和歌山県岩出市宮71-1 パストラルビル1-D 号室	訪問介護	令和 2.6.1	令和 8.5.31

## 和歌山県告示第781号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061890061	合同会社Nukumemoris	訪問看護ステーションリットビム	和歌山県岩出市中迫57 9-7	訪問看護	令和 2.6.1	令和 8.5.31
				介護予防 訪問看護	令和 2.6.1	令和 8.5.31

## 和歌山県告示第782号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3062490135	株式会社テラスイルミナ	訪問看護ステーションこもれび	和歌山県西牟婁郡上富 田町朝来782番地1	訪問看護	令和 2.6.1	令和 8.5.31
				介護予防 訪問看護	令和 2.6.1	令和 8.5.31

## 和歌山県告示第783号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3051800 203	くるみ教室	岩出市吉田228番地 1	児童発達支援	社会福祉法人桃 郷	紀の川市桃山町調月 58番地の3	令和 2.6.1
----------------	-------	-----------------	--------	--------------	---------------------	-------------

## 和歌山県告示第784号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011000 779	生きがい支援	橋本市御幸辻14 4-1	共生型居宅介 護 共生型重度訪 問介護	特定なし	株式会社S. T. L. F studio	橋本市紀見ヶ丘 3-17-10	令和 2.6.1

## 和歌山県告示第785号

令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る調達の名称及び数量  
令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課  
有田郡有田川町庄31番地
- 落札者を決定した日  
令和2年4月1日
- 落札者の氏名及び住所  
クリーン興商株式会社  
有田郡有田川町小島433番地5
- 落札金額  
49,896,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,536,000円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年2月21日

## 和歌山県告示第786号

令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達の商品及び数量  
令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の商品及び所在地  
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課  
有田郡有田川町庄31番地
- 3 落札者を決定した日  
令和2年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅新電力株式会社  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額  
29,667,993円（うち消費税及び地方消費税の額2,697,090円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年3月23日

#### 和歌山県告示第787号

久志・中志賀土地改良区の設立認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に異議の申出をすることができる。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類  
(1) 土地改良事業計画書の写し  
(2) 定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和2年6月8日から同年7月3日まで
- 3 縦覧場所  
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高町産業建設課

#### 和歌山県告示第788号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
和歌山県田辺市新庄町3435-31 永井勝 和歌山県田辺市新庄町3971-1 中路博晴	新庄 加入区	新庄漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

令和2年6月5日から同月20日まで

## (2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

日本漁船保険組合和歌山県支所

新庄漁業協同組合事務所

## 和歌山県告示第789号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3492	岩出市新田広芝字村前2 37番の一部、238番1の 一部、239番1の一部、2 40番の一部	奈良県五條市田園二丁 目2番の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	令和 2.5.21	6.00	13.56
				6.00	51.01

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第30号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年6月5日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

## 1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講 習 区 分	講 習 期 間	場 所
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	令和2年7月8日（水）から同月17日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 特別会議室B
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	令和2年7月13日（月）から同月17日（金）までの5日間	
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	令和2年7月8日（水）から同月17日（金）までの土曜日、日曜日及び火曜日を除く7日間	和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 504会議室 （一部講習は特別会議室Bで実施）

4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	令和2年7月15日（水）から同月17日（金）までの3日間	和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 504会議室
---	------------------------------	---------------------------------------

定員 全区分合わせて23名（うち新規取得講習（4号）及び追加取得講習（4号）は合わせて6名）

## 2 講習の対象者

### (1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### (2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### (3) 新規取得講習（4号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

### (4) 追加取得講習（4号）

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上で

あるもの

### 3 受講を希望する者の手続

#### (1) 事前申出受付

受講を希望する者は、令和2年6月16日（火）から同月18日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、(3)の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により受付番号を取得した者を、受講予定者とする。

#### (2) 申込受付

(1)により受講予定者となった者は、令和2年6月23日（火）から同月25日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

#### (3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講予定者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、当該事前申出を無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

### 4 申込時の必要書類

#### (1) 新規取得講習（1号）の受講希望者

##### ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

#### (2) 追加取得講習（1号）の受講希望者

##### ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。



チメートルのもの)を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のイに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のイに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のウに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習(4号)の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「4号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(4) 追加取得講習(4号)の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(5) (1)から(4)までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のイ、ウ若しくはオ、2の(2)のイ、ウ若しくはオ、2の(3)又は2の(4)に該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のイに該当する者にあつては(1)のイの(イ)に掲げる履歴書の提出を、2の(2)のイに該当する者にあつては(2)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を、2の(3)に該当する者にあつては(3)のイに掲げる履歴書の提出を、2の(4)に該当する者にあつては(4)のウに掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習(1号) 47,000円

(2) 追加取得講習(1号) 23,000円

(3) 新規取得講習(4号) 34,000円

(4) 追加取得講習(4号) 10,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
  - (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 7 講習業務の委託  
講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。
- 8 問合せ先  
和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係  
電話番号 073-423-0110（内線3027、3054）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第25号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年6月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第1項の表中

医療法人博文会 児 玉 病 院	和歌山市餌差町一丁目12	を
医療法人博文会 児 玉 病 院	和歌山市友田町四丁目130番地	に

改める。